

町田市街づくり審査会運営規則の改定について

＜既存＞

条文の番号	条文	扱い	備考
(旧)第7条第5項	市長は、前項の規定による提案について、当該地区住民等の多数が合意していると認めるときは、第35条に規定する町田市街づくり審査会の意見を聴いた上で、当該提案を反映した地区街づくりプランを策定するよう努めなければならない。	継続	プランの策定
(旧)第8条第4項	市長は、当該地区街づくりプランを策定しないときは、第35条に規定する町田市街づくり審査会の意見を聴いた上で、速やかにその理由を当該地区街づくり団体に通知しなければならない。	継続	同上
(旧)第12条	市長は、地区街づくりプランが策定された地区について、必要と認めるときは、第35条に規定する町田市街づくり審査会の意見を聴いた上で、街づくり推進地区に指定することができる。	継続	推進地区の指定
(旧)第15条	市長は、必要に応じて第35条に規定する町田市街づくり審査会の意見を聴いた上で、街づくり推進地区内において建築行為等を行う者に対して助言又は指導を行うことができる。	継続	建築行為への助言又は指導
(旧)第16条第2項	市長は、前項の規定により街づくり検討地区を指定するときは、あらかじめ第35条に規定する町田市街づくり審査会の意見を聴いた上で、市議会の同意を得なければならない。	削除	検討地区
(旧)第18条	市長は、必要に応じて第35条に規定する町田市街づくり審査会の意見を聴いた上で、地区住民等並びに第24条に規定する建築物等の建築行為及び開発行為等を行う事業者に対し、地区街づくりプラン案の策定に係る助言又は指導を行うことができる。	継続	プラン案策定への助言又は指導
(旧)第30条	市長は、第28条の規定による報告を受けたときは、必要に応じて第35条に規定する町田市街づくり審査会の意見を聴いた上で、指針に照らし、規則で定める申請手続の前に、関係住民等及び事業者に対して助言又は指導を行うことができる。	継続	早期周知(助言又は指導)
(旧)第31条第1項	市長は、地区街づくり団体に、第35条に規定する町田市街づくり審査会の意見を聴いた上で、地区街づくりプラン案の作成に係る支援を行うことができる。	削除	団体への支援
(旧)第32条第1項	市長は、前条第1項に規定するもののほか、地域及び地区の特性を生かした個性ある街づくりを実現するために必要があると認めるときは、第35条に規定する町田市街づくり審査会の意見を聴いた上で、街づくり市民団体の行う街づくり市民活動に対する支援を行うことができる。	削除	団体への支援
(旧)第37条	市長は、次の各号の一に該当する者に対し、街づくり審査会の意見を聴いた上で、勧告を行うことができる。	継続	勧告
(旧規則)第10条第2項	市長は、前項の規定により地区街づくりプランを廃止するに当たっては、あらかじめ町田市街づくり審査会の意見を聴くものとする。	継続	プランの廃止
(旧規則)第12条第2項	市長は、前項の規定により街づくり推進地区を廃止するに当たっては、あらかじめ町田市街づくり審査会の意見を聴くものとする。	継続	推進地区の廃止
街づくり審査会運営規則第2条第11号	街づくりに関する懇談会等の開催に関する事。	削除	条例・施行規則に規定なし

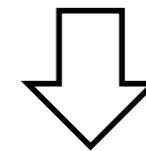
＜新規＞

条文の番号	条文	備考
第11条第7項	市長は、まちビジョン案が、当該地区住民等により理解を得られていると認めるときは、第35条に規定する町田市街づくり審査会の意見を聴いた上で、まちビジョンを策定するよう努めなければならない。	※変更、廃止に準用
規則第13条第2項	市長は、前項の規定によりまちビジョンを廃止するに当たっては、あらかじめ町田市街づくり審査会の意見を聴くものとする。	ビジョンの廃止

元(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審査し、市長に答申する。

- (1) 条例第7条第5項に規定する地区街づくりプランに関する事項
- (2) 条例第8条第4項に規定する地区街づくりプランを策定しない場合における取扱に関する事。
- (3) 条例第12条に規定する街づくり推進地区の指定に関する事。
- (4) 条例第15条に規定する街づくり推進地区内において建築行為等を行う者に対する助言又は指導に関する事。
- (5) 条例第16条第2項に規定する街づくり検討地区の指定に関する事。(削除)
- (6) 条例第18条に規定する地区街づくりプラン案の策定に係る助言又は指導に関する事。
- (7) 条例第30条に規定する指針に照らし、関係住民等及び事業者に対する助言又は指導に関する事。
- (8) 条例第31条第1項に規定する地区街づくりプラン案の作成に係る支援に関する事。(削除)
- (9) 条例第32条第1項に規定する街づくり市民団体の行う街づくり活動に対する支援に関する事。(削除)
- (10) 条例第37条に規定する勧告に関する事。
- (11) 街づくりに関する懇談会等の開催に関する事。(削除)
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が街づくりに関し特に必要と認め、諮問した事項



新(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審査し、市長に答申する。

- (1) まちビジョンの策定又は廃止に関する事。(新規)
- (2) 地区街づくりプランに関する事項
- (3) 地区街づくりプランを策定しない場合における取扱に関する事。
- (4) 街づくり推進地区の指定に関する事。
- (5) 街づくり推進地区内において建築行為等を行う者に対する助言又は指導に関する事。
- (6) 地区街づくりプラン案の策定に係る助言又は指導に関する事。
- (7) 条例第〇〇条に規定する指針に照らし、関係住民等及び事業者に対する助言又は指導に関する事。
- (8) 勧告に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が街づくりに関し特に必要と認め、諮問した事項